

公 示

準特定地域における適正と考えられる車両数について

制 定	平成 27 年	1 月 27 日	九運公第 43 号
一部改正	平成 27 年	8 月 19 日	九運公第 23 号
一部改正	平成 28 年	10 月 1 日	九運公第 41 号
一部改正	平成 29 年	8 月 22 日	九運公第 34 号
一部改正	平成 30 年	8 月 24 日	九運公第 44 号
一部改正	平成 30 年	10 月 1 日	九運公第 49 号
一部改正	平成 31 年	4 月 1 日	九運公第 2 号
一部改正	令和 元 年	8 月 23 日	九運公第 34 号
一部改正	令和 2 年	3 月 31 日	九運公第 123 号
一部改正	令和 2 年	8 月 28 日	九運公第 31 号
一部改正	令和 2 年	10 月 1 日	九運公第 42 号
一部改正	令和 3 年	7 月 30 日	九運公第 42 号
一部改正	令和 3 年	8 月 27 日	九運公第 48 号
一部改正	令和 3 年	10 月 1 日	九運公第 63 号
一部改正	令和 3 年	10 月 29 日	九運公第 76 号
一部改正	令和 4 年	8 月 30 日	九運公第 35 号
一部改正	令和 5 年	8 月 31 日	九運公第 57 号
一部改正	令和 5 年	9 月 29 日	九運公第 72 号
一部改正	令和 6 年	8 月 30 日	九運公第 62 号
一部改正	令和 6 年	9 月 30 日	九運公第 75 号
一部改正	令和 7 年	8 月 29 日	九運公第 48 号
一部改正	令和 7 年	9 月 30 日	九運公第 55 号
一部改正	令和 8 年	8 月 31 日	九運公第 55 号
一部改正	令和 8 年	9 月 30 日	九運公第 66 号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び
活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）における準特定地域の適

正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成２７年　１月２７日

九州運輸局長　竹田　浩三

記

別添のとおりとする。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和7年度末 車両数(両)	令和7年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
福岡県	福岡交通圏	4,419	4,173	4,494	1.7
	北九州交通圏	1,489	1,406	2,022	26.4
	久留米市	287	271	427	32.8
	大牟田市	83	79	110	24.5
	筑豊交通圏	163	154	270	39.6
佐賀県	佐賀市	241	228	347	30.5
	唐津市	107	101	173	38.2
長崎県	長崎交通圏	598	565	995	39.9
	佐世保市	268	253	427	37.2
	諫早市	109	103	157	30.6
宮崎県	宮崎交通圏	575	543	880	34.7
	延岡市	158	149	218	27.5
	都城交通圏	80	75	140	42.9
大分県	大分市	380	358	745	49.0
	別府市	149	140	282	47.2
鹿児島県	鹿児島市	925	873	1,219	24.1

※上記「令和7年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(個人タクシーを除く)の数である。

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和7年度 総実車キロ	平均対前 年度比率 *1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
福岡県	福岡交通圏	100,988,270	1.11	194,806,945	0.41	973,740	0.85	0.90
	北九州交通圏	24,062,206	0.93	64,603,725	0.37	487,417	0.85	0.90
	久留米市	5,001,540	0.93	11,414,095	0.43	94,569	0.85	0.90
	大牟田市	1,613,795	0.91	3,981,276	0.42	29,481	0.85	0.90
	筑豊交通圏	3,258,844	0.92	8,204,003	0.42	58,380	0.85	0.90
佐賀県	佐賀市	3,515,132	0.92	8,578,470	0.38	76,542	0.85	0.90
	唐津市	1,973,728	0.94	4,760,474	0.45	38,641	0.85	0.90
長崎県	長崎交通圏	13,587,252	0.93	41,013,599	0.35	213,633	0.85	0.90
	佐世保市	5,478,820	0.94	14,216,191	0.34	78,672	0.85	0.90
	諫早市	2,039,020	0.94	5,580,896	0.36	35,736	0.85	0.90
宮崎県	宮崎交通圏	8,530,994	0.93	21,428,726	0.37	179,149	0.85	0.90
	延岡市	2,278,710	0.91	6,412,228	0.37	55,391	0.85	0.90
	都城交通圏	1,413,588	0.86	4,147,595	0.41	34,651	0.85	0.90
大分県	大分市	8,273,623	0.92	20,756,632	0.43	137,584	0.85	0.90
	別府市	2,739,339	0.91	6,828,086	0.40	50,658	0.85	0.90
鹿児島県	鹿児島市	14,088,859	0.94	33,562,761	0.36	264,087	0.85	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
福岡県	北九州交通圏	31	0.49	0.52

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1……「平均対前年度対比」は、令和3年度から令和7年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

*2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和3年度から令和7年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3……実働率の「上限」は85%、「下限」は90%

*4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率